

○桐生市新里町ふれあい農園事業実施要綱

(平成 23 年 4 月 1 日施行)

改正 令和 3 年 6 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業者以外の市民が野菜を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、桐生市新里町ふれあい農園(以下「農園」という。)を設置し、農園事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(農園の位置等)

第 2 条 農園の位置等は、次のとおりとする。

- (1) 位置 桐生市新里町新川 1733 番地
- (2) 面積 3,060 平方メートル

(利用者の要件)

第 3 条 農園を利用することができる者は、桐生市内に住所を有する者とする。

(利用区画)

第 4 条 農園を利用することができる区画は、1 世帯 1 区画とする。ただし、空き区画がある場合は、この限りでない。

(募集及び申込み)

第 5 条 利用者を募集するときは、あらかじめその方法を桐生市広報等に掲載するものとする。

2 農園を利用しようとする者は、新里町ふれあい農園利用申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の決定)

第 6 条 市長は、前条第 2 項の規定により申込みをした者の中から利用者を決定する。

2 申込みをした者の数が募集した数を上回るときは、抽選により利用者を決定するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により決定した利用者に対し、新里町ふれあい農園利用許可書(様式第 2 号)を交付するものとする。

(利用期間)

第 7 条 利用期間は、おおむね 1 年間(4 月 1 日から翌年 3 月 20 日まで)とする。ただし、継続して利用するときは、これを 3 年間継続することができる。

(利用料)

第 8 条 利用料は、1 区画につき年間 5,000 円とする。

2 利用者は、前条の利用料を指定された期日までに支払うものとする。

(利用料の還付)

第 9 条 既に納めた利用料は、還付しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を返還することができる。

- (1) 利用者に責任のない理由によって利用ができなくなった場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

(利用者の遵守事項等)

第 10 条 利用者は、農園の利用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 栽培に使用する生産資材等は利用者の負担とすること。
- (2) 利用者は、管理及び運営のための市の指導を厳守すること。

2 利用者は、利用の許可を受けた区画については利用の権利以外の権利を有さない。

(禁止行為)

第 11 条 利用者は、農園において次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。

- (2) 農園を営利を目的として利用すること。
- (3) 農園の利用の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供すること。
- (4) 他の利用者又は周辺の民家等に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) その他農園の設置目的に反すること。

(利用の取消し)

第 12 条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取消しすることができる。

- (1) 利用者が利用の辞退を申し出たとき。
- (2) 利用者が第 3 条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用者が第 8 条に規定する利用料を指定された期日までに納入しないとき。
- (4) 利用者が第 11 条に掲げる行為をしたとき。
- (5) 利用者が栽培等を放棄したと認められるとき。

(農園の返還)

第 13 条 利用者は、利用期間が終了したとき、又は前条の規定により利用を取り消されたときは、速やかに利用していた農園の区画を原状に復し、返還しなければならない。

(損害賠償及び損失の補償)

第 14 条 利用者は、自己の責任で農園を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は農園の利用を取り消したとき、又は農園で天災、病虫害、事故等が発生したときは、利用者の栽培作物その他の損失について、いかなる補償もしない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、農園の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(桐生市新里町ふれあい農園貸付要綱の廃止)
- 2 桐生市新里町ふれあい農園貸付要綱(平成 21 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。
(準備行為)
- 3 農園の利用に係る申込みその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則(令和 3 年 6 月 28 日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、必要に応じ補正して使用することができる。